

戦時体制下の高畠亀太郎の家業について(上)

川 東 峰 弘

目 次

- はじめに
- I 昭和15年
- II 昭和16年（以上、本号）
- III 昭和17年（以下、次号）
- IV 昭和18年
- V 昭和19年

は じ め に

前稿では、昭和10年代前半（1935～39年）の高畠亀太郎について見ましたので¹⁾、今回は、昭和15年（1940）以降、戦時体制の時期の高畠亀太郎について、その家業面を見ていくことにします。

政治面では、亀太郎は昭和12年4月以来衆議院議員（政友会）を務め、さらに、昭和14年6月からは宇和島市長に就任していました（衆議院議員と兼務）。17年に入り、両方の兼務は多忙であり、また2期目の衆議院選挙に出るため、4月1日市長を辞任し、衆議院選挙に立候補し（翼賛議員）、4月30日当選しています。そして、以後議員に専念しています。

家業面は、大正4年（1915）6月以来製糸業を開始し、大正9年の戦後恐慌や昭和5年以降の昭和恐慌を技術革新で乗り切り、昭和15年度も高畠製糸場を経営していましたが、製糸業苦境の中、26年間続けた製糸業を遂に16年6月末

1)拙稿「昭和10年代前半の高畠亀太郎（上）（下）」（松山大学論集第11巻 第2，3号、1999年6月、8月）。

で廃業し、郡是製糸に売却しています。製糸業廃業後の家業は、山林経営、貸家経営、株式投資等を行い、18年には機帆船購入による海運業の開始や木工会社の設立等イロイロ試みています。

ともあれ、戦時体制下、亀太郎は政治面でも家業面でも、多忙極まりない生活を送っていました。以下、昭和10年代後半(1940~44年)の家業面について見てみましょう。

I. 昭和15年

前年の昭和14年(1939)における製糸業界は、国内纖維飢饉にもとづく国内生糸需要の増大、軍需インフレ、また、統制経済下のもとで唯一残された自由市場としての生糸市場への投機取引の増大等により、糸価が高騰し、14年1月に853円(100斤当たり、横浜清算先物)であったのが、年末12月には2083円と3倍近く暴騰するなど、それまでの製糸業の不景気を吹っ飛ばしていました²⁾。高畠製糸場の純益(総収入から必要経費を控除したもの)は、昭和13年度(13年6月~14年5月)の1万3400円が、14年度(14年6月~15年5月)には9万8500円となり、高畠製糸も14年には久々に利益を得ていました。

昭和15年(1940)に入って、生糸価格の無軌道的暴騰が極度に達し、1月8日には2428円の高値をつけました。しかし、以後その反動がおき、1月12日には2000円台、1月30日には1500円台へと1カ月で1000円近く暴落し、その後も低落し、7月には1350円台に陥落しました。そこで、政府は糸価安定施設法にもとづき、7月生糸の買い上げを行い、また、製糸家も8月15日1割5分の釜封印による操業短縮を行い、糸価の維持に務め、その結果、何とか底割れを防止していました⁴⁾。

昭和15年の国際情勢は緊迫の度を加えています。9月に日本軍は北部仏印を

2)『朝日経済年史—昭和十五年版—』490~492頁。

3)高畠文庫「資金借入申込書」(昭和17年3月20日)の「附属書」より。なお、15年度には純益が1万1000円に減少しています。

4)『朝日経済年史—昭和十六年版—』272~277頁。

侵略し、続いて、日独伊三国同盟を締結し、対日国際関係は著しく悪化、緊張を遂げていました。この政治情勢は経済関係に直接影響し、アメリカへの輸出に依存してきた製糸業も転換を迫られることになりました。

昭和15年の日記は散逸のためと思われますが、残念ながら残っておらず、この年の高畠製糸の具体的状況は不明です。ただ、糸価暴落から判明するように、15年（1月～12月）の高畠製糸場の経営は苦難であったと思われます。翌年1月の日記に、次のような記述があります。「十時ヨリ宇和島税務署ノ黒川属来訪、十五年ノ製糸業損益ニ就テ帳簿ヲ検査シ、此年度ハ多大ノ損失ナルヲ以テ営業税法ノ収益無シト認メテ、十二時帰ル」（昭和16年1月17日）。このように、15年（1月～12月）の高畠製糸は、多大な損失であったようです⁵⁾。

II. 昭 和 16 年

昭和16年（1941）に入ても、糸価は依然不振であり、横浜に輸出生糸の入荷量も増え、製糸業は苦境です。そこで、全国製糸業組合連合会（今井五介会長）は、1月13日、東京丸の内の蚕糸会館で会合を開き、輸出生糸の価格維持のために、2月以降輸出向け生糸を昭和13～15年の85%に制限することを決定しました。

さらに、全国製糸業組合連合会は、2月8日に臨時総会を開き、輸出用生糸1割5分出荷制限に対応し、①繭糸管理統制施設にかんする件を協議し、生糸の生産を85%に制限することを決定し、また、②製糸業整備施設にかんする件を協議し、繰糸釜数の3割6分（約7万釜）を使用禁止することを決定し、そして、使用禁止以上に設備廃棄するものに対しては、1釜100円の補償を行う、さらに製糸業そのものを廃止するものに対しては、使用禁止釜数分には1釜50円の補償、使用禁止以上の部分に対しては1釜20円の補償を行う、業者中3割6分の使用禁止の免除を受けるものは1釜あたり200円の免除料を納付するこ

5) ただ、注3の資料では15年度（15年6月～16年5月）の収益は1万1000円の黒字となっています。

と等を決めています。そして、①は2月28日より、②は3月1日より実施されています⁶⁾。これらは要するに、製糸業の生産制限と製糸業の大整理が内容です。

また、政府は、2月7日、第76帝国議会に「蚕糸業統制法」を上程し、衆議院、貴族院で可決され、3月13日に公布しています（4月19日に一部施行され、5月29日に全面施行）。同法は蚕糸業統制のため、政府が蚕糸の生産計画を定め、各団体に数量を通告し、各団体は組合員に割当を行い、それに応じて蚕糸統制会社から原料の配給を受け、生産を行い、生産された蚕糸はことごとく蚕糸統制株式会社が買い入れ、また売り渡しを行うというものでした。ただし、輸出生糸に関しては例外で製糸家の自由販売が容認されています。この「蚕糸業統制法」による製糸家への原料繭の配給・割当は、設備釜数300釜以上の大きな製糸家に対してであり、その結果、300釜以下の中小の製糸業は廃業するか、生糸の共同施設組合を結成するかの選択を迫られることになりました⁷⁾。以後、蚕糸業の統制強化・蚕業新体制が本格的に進行します。

さて、高畠製糸の昭和16年（1941）の動向を見ていきましょう。

昭和16年（1941）の高畠製糸場は、第一工場（普通繰糸機104釜）、第二工場（小岩井式多条繰糸機52台）を所有し、職員は8名、従業員は128名の計136名です⁸⁾。例年と同様に、1月2日から操業を開始しています（製糸年度としては15年度に属します）。1月7日には生糸10俵を初出荷しています。

1月20日、亀太郎は衆議院議員として第76帝国議会（15年12月24日～16年3月25日、近衛内閣）出席の為、上京しています。東京での多忙な議員活動の中でも、製糸業から目を離さず、東京から家業の指示をしています。例えば、1月28日、生糸輸出出荷制限に伴い、輸出が困難となったため、国内販売に振

6) 『朝日経済年史－昭和十六年版－』277～280頁。

7) 『農林行政史 第三巻』1310～1328頁。『朝日経済年史－昭和十六年版－』278～279頁。
「蚕糸業統制法」は日独伊三国同盟成立（15年9月）により日米関係が悪化し、アメリカ向けの生糸輸出が中断することを予想し、その対策として立案したものです。

8) 高畠文庫「転廃業業者ノ資産負債及退職解雇手当支給額調査」（年月不明だが従業員数は16年6月末の時点）。

り向けることを指示しています。「午前在宿。神戸及ビ工場トノ業務用ノ照会処理ヲナシ、午后一時登院。本會議ニ出席シ、又赤字公債委員会ニモ出席シテ三時退出ス。輸出生糸出荷制限ノ為メ、十三年以後ノ実績少キ一、二月ハ受検俵數極度ナ僅少ニシテ、本日神戸着ノ十俵ノ如キモ検査所受附セズ、已ムナク地遣売ニ振向ケ方ヲ指図セリ」。

1月30日には生糸輸出制限について、製糸家出身の議員として「三時農林省へ行キテ蚕糸局長ニ面談シ、四時蚕糸会館ノ製糸組合聯合会へ行キテ、宗像理事、三宅主事ニ会ヒテ、夫々出荷制限ニ就キ要望」するなどしています。

1月30日、亀太郎は宇和島市長として市の予算編成の為に一旦帰郷の道につきます。その帰途、神戸で、神栄生糸株式会社を訪れ、商用をなし、また、2月1日には、愛媛県庁に行き、苦難にある製糸業対策を求めています。「午前十時県庁蚕糸課へ行キテ、課長及ビ栗飯原技師、大久保製糸組合理事ト面談シ、蚕糸業新体制ニ對シ、本県業者ノ対策樹立方ヲ要望ス」。多忙です。蚕糸業新体制というのは、第76帝国議会に出される予定（2月7日提出）の「蚕糸業統制法」のことです。

2月1日から旧正月後の高畠製糸場の操業再開がなされていますが、天候不良のため、女工の帰郷が少なかったようです。「工場ハ旧正後ノ天候不良ノ為メ、工女帰来者少ク、空釜多数ノ儘一昨日来休ミ明ケノ操業ヲナシ居レリ」。

2月3日には亀太郎は高畠製糸の特約組合の指導者を集めて、16年度の蚕種の選定の打ち合わせをしています。「十時ヨリ特約組合ノ関係アル吉野、明治、好藤等ノ養蚕実行組合長及ビ指導員ヲ会シテ、新年度以後ノ取引主トシテ蚕種選定等ニ就キテ打合ヲナシ、午后一時了ル。予ハ二時五十二銀行へ行キ、三時、市役所ニ登庁シテ、五時過迄事務ヲ見タリ」。

2月5日に、宇和島市の予算編成を行い、また、第三区の製糸業組合（支部長は程野製糸の程野元介が15年から就任しています）の会合を開き、蚕糸業新体制について対応・協議しています。「午后二時ヨリ蔦屋ニ於ケル製糸業組合ノ協議会ニ出席シ、県ノ栗飯原技師モ臨席シテ蚕糸業新体制ノ説明アリ。第三区

トシテハ大勢ニ順応シテ，原料繭配給ノ共同施設組合ヲ組織スルコトニ大体ノ方針ヲ決定ス。一同夕飯ヲ共ニシテ六時半散会シ，予ハ北村病院へ行キテ，頭部湿疹ノ手当ヲ受ク」。このように，三区では，「蚕糸業統制法」通過を前提に中小製糸業者が共同して共同施設組合を組織することを決めています。

2月7日にも市の予算編成を行い，また，製糸業組合と養蚕業組合，乾繭組合との会合に出席しています。「郡是製糸ヨリ出張ノ長野氏來談，其他訪客ニ接シ，又宮田庶務課長ヲ朝來宅へ招キテ歳出臨時部及ビ特別会計予算ノ一部ヲ査定シテ後，午后三時ヨリ鳴屋ニ於ケル製糸業組合ト養蚕業組合，乾繭組合役員ノ会合ニ出席シ，繭処理ノ今後ニ就キ意見ヲ交換ス。八時北村へ行ク」。

2月10日に帝国議会出席のため，再び，上京しています。議員活動のかたわら（亀太郎は赤字公債委員会，建議委員会の委員），「蚕糸業統制法案」が衆議院に提出（2月7日）されていますので，傍聴しています。2月13日「午前十時半衆議院へ登院シ，十一時建議委員会ニ出席，…午后一時本会議ニ出席シ，散会後二時ヨリ三時マデ蚕糸業統制法案ノ委員会ヲ傍聴シテ退院ス」。2月14日「午前十時登院。赤字公債ノ委員会ニ出席シ，散会後予算委員会及ビ蚕糸業統制法委員会ヲ聴キテ，午后二時半退出。丸田医院へ行キ，更ニ四時蚕糸会館ノ製糸組合聯合会へ行キテ製糸廃釜補償ニ関スル諸規程ト情況ヲ聴（く）」等。そして2月19日には，特に許されて，蚕糸業統制法案委員会で発言しています。亀太郎の積極さが伺われます。「午后一時前登院シ，直チニ蚕糸業統制法案ノ委員会ニ出席ス。委員外ナレドモ，特ニ質問ヲ許サレテ中小製糸業者関係ノ事項ヲ數件質疑シ，吉田蚕糸局長ノ答辯アリ」。

2月22日には，全国製糸業組合連合会の役職員会に出席しています。「午前十時ヨリ蚕糸会館ニ於ケル全国製糸業組合聯合会ノ役職員会へ行キ，大久保県組合主事ト共ニ出席シテ，繭糸管理統制施設及ビ製糸業整備施設（減廃釜補償）ニ関スル手続事務ノ打合ニ与ル。予ハ正午一旦登院シテ代議士会等ニ出席シ，又製糸聯ニ引返シ，兩三度議会トノ間ヲ出入（する）」。多忙です。

さて，2月25日の日記に高畠製糸場の郡是製糸への売却の記事が，突然です

が、日記に出てきます。日記に「夜、三重製糸ノ斎藤氏(前宇和島製糸工場長)、高知ノ荒川省三郎君、宇和島ノ山本清之助君着京。龍名館ニ止宿シ、西山君モ参加シ、製糸工場ノ件ニ就テ協議ヲナシタリ」とあります。また、翌26日の日記にも「朝、斎藤氏ヲ相手ニ工場関係ノコトヲ調査シ、尚荒川、山本両君ヲモ加ヘテ協議ヲ重ネタル上、斎藤氏ハ午后郡是製糸ノ東京事務所長栗原氏会フ。…又工場ノ用件ハ今後ニ継続スルコトシテ…」とあります。日記中、斎藤は斎藤源太郎で、郡是製糸の傍系会社である合資会社宇和島製糸の前工場長です⁹⁾。荒川省三郎は高知県市小川町の鉄・機械商です(荒川は、高畠文庫の種々の資料では松本省三郎で出ています。同一人物であることは間違いないありません)。山本清之助は元製糸家です。彼らが高畠製糸の郡是製糸への売却話の仲介をしていたようです。

何故、高畠製糸の廃業・売却なのか。それは、16年2月28日実施予定の「繭糸管理統制施設規定」により生糸の生産制限がなされ、収益が悪化すること、また、3月1日実施予定の「製糸業整備施設規定」により、36%もの製糸釜の使用禁止や中小製糸の整備(廃業)が打ち出され、もうこれ以上製糸業を続けることは無理だと亀太郎は考え、郡是に売却し、廃業を考えたと思われます。後、亀太郎は製糸業廃業した理由について、「従来ハ大体順調ニ経営シ来リ、主トシテ輸出生糸ヲ製造シ、十六年ノ生産制限マデハ多ク全釜運転ヲ続ケシガ、最近一年間ハ製造割当減少ノタメ経費関係上経営困難トナリ、原料配給ノ上ニモ独立シ難キ事情モ生ジ、全国製糸業組合連合会ノ製糸業整備施設規定ニ基キ、小工場整理ノ趣旨ニ従ヒテ廃業ス。生糸ノ生産制限ニ因ル事由ナリ」と述べています¹⁰⁾。

3月1日に亀太郎は斎藤源太郎の紹介で郡是製糸の社長波多野林一と会談しています。日記に「朝九時、斎藤源太郎氏三重ヨリ熊々來訪。同氏ノ紹介ニヨ

9) 郡是製糸は、片倉、鐘紡と並ぶ日本を代表する大製糸で、既に、愛媛県には、昭和14年5月に桐田伊四郎を中心とする宇和島製糸(中之町)を買収して、愛媛県に進出し、操業を始めました(高橋紅六『南風』436頁)。

10) 高畠文庫『資金借入申込書』(昭和17年3月20日)の「附属書」より。

リ郡是製糸東京出張所長栗原幾蔵氏、龍名館へ来訪。吾工場ノ件ニ就テ会談ノ上、十一時過三人ニテ、木挽町小松屋ニ止宿ノ郡是社長波多野林一氏ヲ訪ヒテ、尚談ズル所アリ。昼食ヲ共ニシテ辞シ、斎藤氏ト共ニ一旦吾宿ニ帰ル」とあります。

なお、この3月1日から「製糸業整備施設規定」により、全国で約3割6分の製糸釜数使用釜禁止が実施されていますが、高畠製糸場は208釜中83釜(普通繰糸機)、約4割が使用禁止となっています¹¹⁾。

3月2日、亀太郎は一旦帰郷の道についています。途中神戸で下車し、神栄生糸会社に生糸を売却しています。「午前十時神戸ニ下車シ、神栄生糸会社ヲ訪ヒテ小林君ト談ジ、目下糸況堅調ニシテ、殊ニ内地向好売行ナルヲ以テ、黄二十一中、三月渡シ貳拾俵ヲ無検査千四百円替ニ先約ス」(3月3日)。また、4日に県庁にも訪れ、県の経済部長に国用生糸検査所設置の件を談じています。途中も多忙です。

3月5日には市長としての仕事を行う傍ら、郡是への売却にかんして、荒川、山本らと協議しています。「午前十一時過市役所ニ登庁ス。…各課長ヲ会シテ予算編成ノ経過ト決定ノ内容ヲ説明内示シ、其他当面ノ市務ヲ決裁シテ五時半退庁ス。…工場関係ノ用務ヲ夫々係員ニ指図シ、更ニ荒川省三郎君、山本清之助君ヲモ接見シテ打合ヲナシ、十一時半ニ至ル」。

そして、3月7日に、亀太郎は、京都の綾部にある郡是製糸に行き、8日売却の協議をしています。内容は不明ですが一主として価格交渉が中心と思われますー、この日は協議が纏まらなかったようです。日記に「午前九時、郡是製糸株式会社ヲ訪ヒ、応接室ニテ栗原氏、長野氏及ビ常務取締役塩見孫四郎氏ニ会ヒテ、吾製糸工場ノ件ニ就テ交渉協議ヲ重ネタレドモ進捗セズ。午后荒川省三郎君モ来リ、主トシテ塩見氏ト応接シタル結果、本日纏ルニ至ラズ。後日ヲ約シテ一旦帰宇スルコトヽシ、四時四分ノ列車ニテ綾部ヲ出発ス」とあります。

11) 高畠文庫「製糸業整備施設補償申請書」(昭和16年6月)。

その後、荒川省三郎が亀太郎の代理として郡是側と交渉にあたっていました。「五時荒川省三郎君、綾部ヨリ工場ノ件ニツキ打電シ来り、直チニ答電ス。夜八時西山、山清両君ヲ招キテ此件ヲ話シタリ」（3月12日）。

3月19日に郡是製糸の理事石田一郎が高畠製糸場を視察に来ています。「午后二時豫テノ打合ニヨリ郡是製糸会社ノ石田一郎氏（理事技師）、荒川省三郎君ヲ伴ヒテ來訪。予ノ外、西山、山清両君ヲ加ヘテ会見シ、其結果吾工場ヲ視セ、又附近ノ土地ヲ案内シテ情況ヲ視察セシム。六時ヨリ一行ヲ老松ニ招待シテ夕飯ヲ共ニシ、九時帰宅シタリ」。

3月23日、亀太郎は議会に出席のため、上京し、25日に衆議院の本会議、26日には貴族院の閉院式に出席しています。そして、3月27日に郡是製糸の波多野社長に会っています。「二時蚕糸会館へ行キテ郡是製糸出張所ニテ波多野社長ニ面会シ、製糸聯合会ニテ三宅理事ト談ジ、三時農林省ニ吉野技師ヲ訪ヒテ生糸共同施設組合ニ関スル諸事項ヲ聴キ、又吉田蚕糸局長ニ会フ」。また、翌28日にも郡是の栗原東京出張所長と協議しています。

3月28日の夜、亀太郎は帰郷の道に就きますが、帰郷の途中、神戸で、郡是製糸の理事石田一郎と会談し、郡是への売却をまとめています。30日の日記に「午前八時、西山君宇和島ヨリ来ル。同君ハ山清君ト共ニ荒川ノ招電ニヨリ、今朝神戸へ到着ノ由ナリ。…午后二時郡是製糸ノ石田理事、岡山ヨリ竹井旅館へ来着ニ就キ、四人ト会見ノ上、先般來交渉中ノ吾工場ヲ郡是ヘ譲渡ノ件ニ關シ、折衝ノ結果、荒川君ノ斡旋ニヨリ価格ト作業継続ノ点ニテ双方ノ一致点ヲ見出シ、大体合併談成立ス。近日石田氏ヨリ会社ノ重役会ニ諮リ、決定ニヨリ確定スル筈ナリ。五時過一同大安ヘ行キテ食事ノ上、石田氏ハ八時ノ汽車ニテ綾部へ帰り、予ハ元町ホテルヲ引上ゲテ復竹井ニ立寄リ、尚荒川ト同人ニ引受ケノ筈ナル家屋ニ就キ、當方ヘ買戻シノ商談ヲ整ヘタル後、西山、山清ト共ニ此処ヲ辞シ、海岸中突堤ノ商船会社待合所へ出デテ、十一時出港ノ今治行くれない丸ニ乗船、帰途ニ就ク」とあります。記事中、郡是が高畠製糸場の建物を買収するが、それを荒川が購入し、さらにそれを亀太郎が買い戻す、という少

しややこしい商談がなされているようです。¹²⁾

そして、4月11日に売買契約書を締結すべく、宇和島に郡是の石田一郎がやってきました。「宇和島製糸工場ノ湯浅新工場長、郡是製糸蚕事課長田中氏ト共ニ来訪ス。午后二時、郡是ノ石田理事、同総務部ノ横山清松氏及ビ荒川省一君、松山ヨリ來着。昼食ヲ共ニシタル上、豫テノ合併談成立ニ就キ契約書案ノ検討ヲナシ、一、二接衝ノ結果話纏ル。六時ヨリ三氏及ビ山清、西山両君ヲ老松ニ招キテ、夕飯ヲ饗シ、八時過帰宅シタリ」。日記中、湯浅新工場長とは、郡是製糸の傍系会社、合資会社宇和島製糸の工場長・湯浅兼太郎です。そして、翌12日に売買契約書を取り交わしています。「昨日ニ引続キ、午前十時ヨリ石田、横山両氏來訪。契約書ノ作成ニ当り、正午荒川君ノ招キニヨリ、築地ひさごニテ食事ヲ共ニス。午后横山氏ニ工場ノ各部ヲ視サシメ書類作成ヲ終リテ調印シ、手附金ヲ受取ル。農林省ノ製糸合同免許ノ成否ヲ見テ、六月迄ニ確定ノ筈ナリ」。高畠製糸場の郡是製糸への営業権と建物・機械等の物件の売買金額は、11万5000円でした。土地は売っていません。その売買契約書が残っています。次の通りです。

「 売買契約書

郡是製糸株式会社取締役社長波多野林一（以下甲ト称ス）高畠製糸場主高畠亀太郎（以下乙ト称ス）トノ間ニ乙ガ其製糸営業ニ関スル営業権及ビ動産不動産（敷地、倉庫ヲ除く）ノ売買並ニ之ニ対スル事項ニ就キ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一条 甲ハ以下各条ニ定ムル処ニ依リ乙ガ其製糸営業ニ関シ所有スル営業

12) 高畠文庫に昭和16年6月6日付けで松本省三郎から波多野林一宛の次のような資料が残っています。「昭和十六年参月参拾日商談成立、同年四月□日付貴殿ト拙者トノ売買契約書ニ基ク物件ハ今回高畠亀太郎ト交渉ノ上、拙者ヨリ同人へ更ニ売戻スコトニ致度、就テハ同年五月□日付貴殿ヨリ拙者宛ノ領收証の売買内入金參千円也ノ権利モ高畠ヘ譲渡シ、同人トノ差金授受済ニ付、右金額高畠亀太郎ヘ御渡御願度此段指図候也
昭和拾六年六月六日 高知市小川町六十九番地 松本省三郎
郡是製糸株式会社取締役社長 波多野 林一殿」

權及ビ末尾記載ノ建造物，機械，器具，什器，備品，用度品(石炭，米，漬物等消耗品ノ貯蔵品ヲ除ク)一切ヲ現姿ノ儘之ヲ金拾壹万五千円也ヲ以テ買受ケ乙ハ之を売渡スコトヲ約諾セリ

第二条 略(乙は売渡物件から抵当権，質権等を取り除いておくことの条項)

第三条 略(甲は乙の債権債務を一切引き受けないという条項)

第四条 甲ハ乙ニ対シ本契約締結ト同時ニ現金壹万円也ヲ第一条ノ売買代金トシテ内金トシテ支払ヒ第五条ニ定ムル売買物件ノ受渡完了ト同時ニ残金全部ヲ支払フモノトス

第五条 売買物件ノ受渡期日ハ昭和拾六年六月末限トシ，甲ハ買受物件ヲ昭和拾七年四月末実迄ニ悉皆取除キ当該工場ノ敷地ヲ乙ニ空渡スモノトス

第六条 乙ハ前条ノ受渡期日迄ニ完全ニ引渡ヲ終ル為メ必要ナル一切ノ準備ヲナシ，甲ハ受渡期日迄ニ主務官庁ニ対シ，甲ノ名義ニ依ル製糸業ノ免許申請ヲ結了スルモノトス

甲ニ於テ万一前項後段ノ免許ヲ得ザリシトキハ本契約ハ第七条ヲ除キ，当然其効力ヲ失フモノトシ，甲乙両者ハ之ニ関シ改メテ協議ヲナスモノトス

第七条 前条第二項ノ場合，甲ガ乙ニ対シ，甲ノ傍系会社タル合資会社宇和島製糸工場ニ乙ガ資本参加ノ形式ニヨリ乙ノ事業ヲ宇和島製糸工場ニ吸收スル方法ヲ提議シタルトキハ乙ハ異議ナク之ヲ受諾スペキコトヲ確約ス

但シ此場合ト雖乙ノ提供スペキ物件並ニ其対価ハ本契約第一条ニ定ムルモノト同一タルベキモノトス

第八条 乙ガ愛媛県下ニ於ケル現ニ有スル蚕繭ノ特約地域生繭年産約五万貫ニ相当スルモノヲ甲之ヲ繼承ス

第九条 前条ノ特約地域ノ産繭ハ昭和拾六年度春繭ヨリ甲ニ於テ購入スルモノトシ，乙ハ甲ガ本購入繭ヲ乾燥貯蔵スル為ニ乙之乾燥設備及ビ繭

倉庫ヲ無償ニテ使用スルコトヲ許諾ス

但シ乾燥費ニ就テハ別ニ之ヲ協定ス

第十条 略（火災その他により売買物件が滅失した場合、乙が負担する条項）

第十二条 略（火災保険の効力にかんする条項）

第十三条 略（租税の負担にかんする条項）

第十四条 乙ガ現ニ雇用セル製糸従業員ハ職員以上ノ身分ノ者ヲ除キ、売買
物件ノ引渡完了ノ翌日ヨリ甲ニ於テ雇用ス
但シ甲ニ於テ雇用シタル従業員ノ金属年数ハ甲ノ雇用シタル日ヨ
リ起算スルモノトス

第十五条 略（売買物件の管理保全の条項）

第十六条 略（第六条第二項によって本契約が無効になった場合の条項）

第十七条 略（乙は将来甲に不利益を及ぼすことはしない条項）

第十八条 略（本契約に規定なき事項に対し甲乙両者が誠意を以て協議する
条項）

右契約を証スル為メ本売買契約書式通ヲ作成シ各其壱通ヲ保持スルモノナリ
昭和拾六年四月拾弐日

京都府何鹿郡綾部町字青野六拾弐番戸

郡是製糸株式会社

取締役社長 波多野 林一

郡是製糸株式会社

右代理人 石田 一郎

愛媛県宇和島市伊吹町八百參拾弐番地

高畠製糸場

事業主 高畠 亀太郎

」¹³⁾

13) 高畠文庫「売買契約書」(昭和16年4月12日)。

そして、売買物件は次の通りでした。主なものだけを掲載します。

「一 繰糸場	木造スレート葺平屋建	百十六坪
一 同	木造瓦葺平屋建	六十四坪
一 揚返場	〃	五十七坪七合五勺
	(右ノ一部二階建)	三十五坪)
一 機関場	〃	三十坪五合
一 生繭扱場	〃	七十五坪
一 旧工場		八十七坪五合
	(右ヲ浴場十四坪、屑物整備場七坪、撰繭場十四坪、事務所十四坪、物置三十一坪半等ニ区分アリ)	
一 食堂	木造瓦葺二階建	四十坪
一 煮繭場	木造スレート葺平屋建	二十四坪
一 男工寄宿舎	木造瓦葺平屋建	十八坪
一 女工寄宿舎	木造瓦葺二階建	五十四坪
一 主宅	木造瓦葺二階建	三十一坪五合
一 乾燥場	木造トタン葺平屋建	五十坪七合五勺
	(右ノ一部スレート葺二階建十坪五合)	
一 普通繰糸機		百四釜
一 小岩井式多条繰糸機		五十二台 (免許釜数百四釜)
一 揚返機		百七十窓
一 煮繭機	千葉式	二台
一 乾燥機	今村式	一台
一 汽缶	ランカシャー型	二個
一 蒸気エンジン	五馬力	一個
一 電気モーター	三馬力一、一馬力二	三個

」¹⁴⁾

14) 高畠文庫「売買契約書」(昭和16年4月12日)。

営業権の譲渡金額と建物、機械類等物件の譲渡金額の内訳は売買契約書に掲載されておりませんが、後の別の資料によりますと、営業権が7万円、建物・機械等の物件が4万5000円でした。¹⁵⁾

この売買契約成立により、高畠製糸場は6月末で廃業することになりました。しかし、繭が残っていますので、売買契約日の4月12日に「附帯契約書」を結び、郡是製糸が7月1日から9月30日までの3ヵ月間、委託繰糸することを決めています。

さて、既述しましたように、3月13日に「蚕糸業統制法」が公布され、製糸業への統制化が進みます。「蚕糸業統制法」により、製糸家は原料繭を自由に購入することができなくなり、日本蚕糸業統制株式会社を通じてしか購入出来ず、それも割当となりました。しかも300釜以上でないと割当の対象になりません。高畠製糸は廃業の道を選択しましたが、他の宇和島の製糸家達（程野製糸、郡是の宇和島製糸等）は、共同施設組合結成の道を選択しました。4月15日、第3区の製糸家達が城東館旅館にて会合を開き、宇和島生糸共同施設組合を結成しました。この組合長には亀太郎が就任しています。日記に「十一時ヨリ城東館ニ於ケル製糸業組合第三区ノ製糸業者ニヨリテ組織スル生糸共同施設組合ノ設立会ニ出席ス。予、座長トナリ、県ノ栗飯原技師来席ノ上、定款各条項ニ就テ審議シ、午後ニ亘り研討ノ結果、持分ノ額、払込額等ノ重要点ニモ意見ノ一致ヲ見、役員モ創立迄ハ、兎モ角、予、組合長タルコトヲ承知シテ近ク認可申請ヲナスコトニ一決シ、五時終了」とあります。

5月12日に養蚕、製糸、乾繭組合の協議会が開かれ、繭は今後すべて、鐘紡宇和島工場と宇和島共同施設組合に配給することが決められています。「南予乾繭組合理事長毛山森太郎君ト共ニ、二時ヨリ宇和支庁ヘ行キテ養蚕、製糸、乾繭三業者ノ協議会ニ出席シ、予、議長トナリテ蚕糸業新体制ニ對スル繭配給上ノ打合ヲナス。從来ノ南予検定取引聯盟会ハ解散シ、又、北宇和郡ノ産繭ハ鐘

15) 高畠文庫 昭和16年10月23日付け松本省三郎より高畠亀太郎宛文書「領収証」。

紡宇和島工場ト宇和島生糸共同施設組合へ、全部配給スルコト、ナレリ。五時閉会」。翌13日に亀太郎は製糸業者を集め、繭の割当協議をしています。「午后二時ヨリ城東館ニ製糸業者ヲ集メテ生繭特約ノ工場割当、受渡場所申請方針ニ就テ協議スル所アリ」。5月14日には県庁へ行き、県蚕糸課と協議しています。

「午前六時ノ乗合自動車ニテ出発。八幡浜ヨリ汽車ニ乗継ギテ、十一時松山ニ着シ、…県蚕糸課ノ栗飯原技師ノ來訪ヲ受ケテ、吾工場ト郡是トノ合併免許手続ニ就キ、農林省方針ヲ聴キ、三時ヨリ蚕糸課ヘ行キテ蚕繭処理係ノ松原技手ト会談。宇和島生糸共同施設組合配給、北宇和郡蚕繭ノ実行組合別見込額等ヲ調査シ、関係事項ヲ打合シテ五時帰宿、六時四分ノ下リ列車ニテ松山ヲ出発シ、八幡浜経由、夜十時半家ニ帰レリ」。5月15日に亀太郎は宇和島生糸共同施設組合への繭割当の方針を作っています。「午前、製糸組合ノ武田君ヲ招キテ、施設組合員ニ養蚕実行組合別繭割当テノ方針ヲ樹立シ、生繭特約、乾繭特約ノ実績ヲ優先的ニ認メ、其他ハ繭産地ノ良否ヲ公平ニ分配スルコトトシテ、大体ノ成案ヲ得タリ」。そして、翌16日に製糸業者に説明し、承諾を得ています。「六時ヨリ追手通城東館ニ製糸業者ヲ集メテ、繭配給ノ実行組合別成案ヲ示シ、全員ノ承諾ヲ得」。さらに、5月17日には製糸、養蚕、乾繭組合の三業者を集め、繭配給の承諾を得ています。「午后一時ヨリ、蚕業取締所ニ於ケル製糸、養蚕、乾繭三業者ノ繭配給ニ関スル打合会ニ出席ス。大体施設組合ノ割当表ヲ承認セシメ、受渡場所申請ニ就テ、尚交渉ヲ続クルコト、ナル」。また、5月18日に、亀太郎は、八幡浜へ行き、第三区以外の製糸業組合とも協議しています。「八幡浜経由大洲町へ赴キ、枡田、浅野、矢野等ノ生糸共同施設組合長ト、同地油屋ニ会合シテ繭配給ニ関スル打合ヲナス」。

以上、亀太郎は廃業を選択したのですが、他の製糸家達の為に、生糸共同施設組合の結成や繭配給について亀太郎が尽力をつくしていたことが分かります。

さて、高畠製糸場の郡是への売却話の方に戻りましょう。

5月23日に郡是から契約の一部変更の申し出がありました（内容不明です

が、工場引渡期日、全国製糸業組合連合会への製糸業整備施設補償申請の件のようす)。亀太郎はこの時は拒否しています。「荒川君ヨリ、郡是製糸ヨリ契約一部変更申出ニ就キ交渉アリシモ、同意シ得ザル旨答フ」。

しかし、その後、亀太郎は郡是の申し出を受け入れているようです。6月2日の日記に「両三日前ヨリ郡是製糸ト電報ニテ交渉中ナリシ工場引渡期日、全糸聯へ申請ノ件ハ、夕方郡是ヨリ押返シテノ返電ニヨリ、当方主張ノ七月末ヲ譲リテ大体六月末トスルコトニ同意ス。七月ニ持越スペキ残繭ノ貰挽等附帯事項ハ近日荒川君ヲ派遣シテ協定セシムル筈ナリ」とあり、また、6月3日の日記に「郡是ヨリ六月末工場廃止承諾ヲ謝シ、書類送ル旨ノ電報アリ。五時、昨日来ノ打合ニヨリ高知ヨリ来松ノ荒川省三郎君ト会ヒテ右ノ旨ヲ告ゲ、附帯諸事項ヲ改メテ協定ノ為メ七時出発。郡是製糸ヘ赴カシム」とあります。

そして、6月5日に亀太郎は郡是と次の様な「覚書」を取り交わしています。

「 覚 書 」

郡是製糸株式会社取締約社長波多野林一ヲ甲トシ、高畠製糸場主高畠亀太郎ヲ乙トシ、両者間ニ於テ、昭和拾六年四月拾弐日締結セル売買契約並ニ附帯契約ノ履行ニ関シ契約締結ノ精神ニ則リ、之ガ円満ナル遂行ヲ期センガ為メ甲乙両者ハ左ノ協定ヲ遂ゲタリ

第一条 甲乙両者ハ協議ノ上、乙ノ製糸営業権ヲ甲ニ移転スル方法トシテ製糸業整備施設特別取扱ニ依ル申請ヲ為スモノトス

前項ノ申請ニ依リ乙ノ権利釜ト組合ハスベキ対手方ハ甲ノ工場又ハ其ノ傍系会社ノ工場トシ、甲ノ都合ニ依リ乙ノ権利釜ヲ二以上ノ工場ニ分割シテ組合ハスモ乙ニ於テ異議ナキモノトス

第二条 前条ノ申請ニ依リ乙ガ其ノ製糸営業ヲ廃棄スル日ハ昭和拾六年六月参拾日トシ、同日限り、乙ハ売買契約ノ目的タル物件ヲ悉皆甲ニ引渡スモノトス

甲ハ前項ニ依リ乙ヨリ売買物件ノ引渡ヲ受クルト同時に売買契約第一条ニ定ムル売買代金中ヨリ同契約第四条ノ内金ヲ差引キタル残余

全額ヲ乙ニ支払フモノトス

- 第三条 第一条ノ申請ト同時ニ甲ガ全国製糸業組合連合会ニ納入シタル免除料金及特別取扱料金ハ甲之ヲ取得ス
乙ハ甲ガ前項ノ金員ヲ受領スル為必要ナル委任状ヲ前条第二項ノ残金領収ト同時ニ交付スペシ
- 第四条 売買物件ノ受渡当時乙ガ所有スル製糸用石炭ハ其ノ実量ニ依リ公定価格ヲ以テ甲之ヲ買受ク
- 第五条 売買契約書第九条ニ依ル昭和拾六年度春繭約式万貫ハ乙ニ於テ購繭乾燥一切ヲ処理シ之ヲ甲ニ引渡スモノトス
但シ甲ハ乾燥作業ノ監督者ヲ乙ノ現場ニ派遣ス
前項ニ依リ乙ガ甲ニ請求シ得ベキ乾燥費及ビ其ノ他ノ手数料ハ生繭拾貫ニ付金貳円五拾銭也ト定ム
- 第六条 乙ガ現ニ所有スル日本蚕系統制株式会社株式及ビ宇和島生糸共同施設組合ノ出資持分ハ其ノ出資原価ヲ以テ甲ニ肩代リスルモノトス
- 第七条 附帯契約ニ依リ甲ガ乙ノ為ニスル賃挽ハ都合ニヨリ甲ノ傍系会社タル合資会社宇和島製糸工場ノ設備及職工ヲ以テ之ヲ行フ
前項ノ賃挽数量ハ晚秋二十一中国用生糸無格貳千斤トス
- 第八条 前条ノ賃挽ハ七月壹日以降七月末日迄ニ終了セシムルモノトシ，賃挽料ハ壹千斤ニツキ金貳千円也ト定ム
但シ副産品ハ乙ノ所得トス

右為後日覚書式通ヲ作成シ，各署名捺印ノ上各自其ノ壹通ヲ保有ス

昭和拾六年六月五日

京都府何鹿郡綾部町字青野六拾貳番戸

郡是製糸株式会社

取締役社長　波多野　林一

宇和島市伊吹町八百參拾貳番地

高畠製糸場

事業主 高畠 亀太郎 ¹⁶⁾

そして、6月5日に、亀太郎は製糸場廃業にあたり、補償金を申請すべく全国製糸業組合連合会に廃釜申請の手続きをしています。「本日宇和島製糸ノ湯浅工場長ト会見シテ、郡是製糸ヨリ送附ノ希望組合セ廃釜申請書ヲ受取り、直チニ調印シテ全糸聯へ提出ノ手続ヲナシタリ」。その申請書の資料が残っており、次の通りです。

「 製糸業整備施設補償申請書

左記製糸工場ハ今般事業廃止可致候ニ付貴会製糸業整備施設ニ関スル規定ニ依リ補償相受度此段及申請候成

愛媛県宇和島市伊吹町 832 番地
高畠 亀太郎

全国製糸業組合連合会

会長 今井 五介殿

記

一、 廃業製糸工場名 高畠製糸場

二、 廃業製糸工場所在場所 愛媛県宇和島市伊吹町 832 番地

三、 廃業製糸工場所有者 愛媛県宇和島市伊吹町 832 番地

高畠亀太郎

四、 廃業予定日 昭和十六年六月三十日

五、 廃業製糸工場設備繰糸機ノ名称、緒数及釜数

名称	釜数又ハ台数	一釜又ハ一台ノ緒数	総緒数	換算釜数
普通繰糸機	一〇四	六	六二四	一〇四
小岩井式多条繰糸機	五二	二〇	一〇四〇	一〇四
計	一五六		一六六四	二〇八

16) 高畠文庫「覚書」(昭和16年6月5日)より。

六、昭和十六年三月使用禁止繰糸機ノ名称、緒数及台数

名称	釜数又ハ台数	一釜又ハ一台ノ緒数	総緒数	換算釜数
普通繰糸機	八三	六	四九八	八三

(備考) 但シ規定第四条但書ノ裁量ニヨル結果八三釜トナル

七、使用禁止以外ノ廃止繰糸機ノ名称、緒数及釜数

名称	釜数又ハ台数	一釜又ハ一台ノ緒数	総緒数	換算釜数
小岩井式多条繰糸機	五二	二〇	一〇四〇	一〇四
普通繰糸機	二一	六	一二六	二一

(備考) 内五五釜ハ合資会社宇和島製糸工場免除申請釜ト組合セ、三二

釜ハ郡是製糸宮津工場免除申請釜ト組合セ

意見書

前書ノ内容調査致候処相違無之事ヲ相認候也

昭和十六年六月六日

愛媛県製糸業組合

組合長 浅野 幸三 ¹⁷⁾

高畠製糸場の建物、機械類について、さる3月30日に郡是製糸が買い、それを高知県の鉄・機械商、荒川省三郎に売却し、それを亀太郎が買い戻す商談がなされていましたが、その契約が6月6日に行われています¹⁸⁾ 6月6日の日記に「荒川君ト協定ノ上、同君引受ノ吾工場機械類一式ヲ謝金ヲ出シテ当方へ買戻スコトヽシ、十時迄ニ其取引ヲ了レリ」とあります。

そして、亀太郎は6月8日に荒川から買い戻した物件の一部（汽缶2台、煙突1基、五馬力蒸気エンジン1台、3馬力電気モーター1台、水揚唧筒2台、普通繰糸機104釜、多条繰糸機52台、再繰機170窓、電気モーター1台、セリプレーン機2台、千葉式煮繭機2台、点灯線、右諸機械を連結するパイプ、シャ

17) 高畠文庫「製糸業整備施設補償申請書」昭和16年6月。

18) 注12) 参照。

フト、ベルト一式の14件)を今治市の古鉄・機械商の明瀬高一に3万円で売却する契約をしています¹⁹⁾。6月8日の日記に「昨日来交渉中ナシ鉄商明瀬ト更ニ折衝シテ、汽缶機械類売渡ノ商談ヲ整へ契約書ヲ交換ス」とあります。この14件を3万円で売却とは比較的良い価格であったと思われます。

6月春繭の季節になりました。高畠製糸の特約組合の春繭については、高畠が受け込み、それを郡是の宇和島製糸が引き継ぐ協定が出来ました。6月9日の日記に「春繭ハ吾工場ニテ受込み、中乾又ハ本乾トシテ宇和島製糸へ引渡スコトヽシ」とあります。6月9日以降、伊吹町・光満・中畠地・松丸・豊岡・富岡・吉野・上槇組合等の高畠製糸の特約養蚕組合から春繭を次々に受込んでいます。そして、最後の営業、生糸出荷をしています。6月11日「本日ハ、中畠地繭ノ受込アリ。又生糸十四個ヲ出荷ス」。6月14日「本日ハ上畠地及ビ吉野ノ繭ヲ受込ム。生糸七個ヲ出荷ス」。6月18日「上槇組合ノ繭ヲ受込ム。生糸七個ヲ出荷シ、午前十時登庁ス」。6月24日「午前生糸十四個ヲ出荷シ、其他業用ヲナス」。

6月26日に亀太郎は全国製糸業組合連合会から、補償金交付決定の通知をうけています。金額は2万6245円でした²⁰⁾。

6月30日、高畠製糸場の営業の最後の日となりました。職工100余名と記念写真を撮っています。「業用ヲナシ訪客ニ接ス。高知ヨリ荒川君來訪。十一時ヨリ登庁シテ、午后三時退出シ、帰後モ業用ヲナス。五時過、男女職工百余名ト共ニ向ヒ家、庭園、芝生ノ上ニテ記念ノ撮影ヲナシタリ。八幡神社夏越祓ニテ夕方ヨリ参詣人多ク、門前賑フ」。

7月1日、高畠製糸場の郡是製糸への売却・譲渡の日です。この日の日記に「午前八時、郡是製糸株式会社ヨリ出張ノ横山清松氏、当地宇和島製糸工場長湯浅兼太郎氏同道ニテ來訪。程ナク荒川省三郎君モ來リ会シ、豫テノ契約ニヨ

19) 高畠文庫「売買契約書」(昭和16年6月8日)。

20) 高畠文庫全国製糸業組合連合会「補償金交付決定通知書」(昭和16年6月26日), 高畠文庫「領収証」(昭和16年7月20日)等。

ル吾工場売渡ノ受授ヲ実行ス。即、全糸聯ヨリ受取ルベキ廃止釜補償金ハ、希望組合セニヨル免除釜数ノ関係ニヨリ郡是製糸へ譲渡シ、同社ヨリハ当初取極ノ売渡代金中、荒川ヨリ買戻シノ物件ノ代金ヲ差引タル額ヲ受領シ、正午迄ニ取引ヲ完了セリ。尚、製糸業法ニ依ル農林省宛ノ廃業届ヲ、七月八日廃業ノ日附トシテ、横山氏ニ交附ス。大正四年創業以来二十六年ニシテ製糸業界ノ第一線ヲ退クコトヽナリタルナリ」とあります。

全国製糸業組合連合会からの高畠製糸場(208釜)の製糸業整備施設補償金の金額2万6245円は、日記中にもあるように、郡是製糸の宇和島工場長(湯浅兼太郎)が受領しています。結局、高畠は、郡是との当初の売却代金11万5000円から、買い戻し物件代金4万5000円を引いた7万円を取得したようです。建物・機械類は買い戻しましたから、結局郡是に7万円で営業権を譲渡したことになります²¹⁾。

高畠製糸場は6月末で営業中止のはずでしたが、7月1日郡是と協議し、數日間、残繭の繰糸をしています。7月2日の日記に「昨日、郡是製糸側ト協定ノ結果、古繭ノ賃挽ヲ見合ハセテ、吾工場ニ於テ残繭ノ繰糸ヲ行フコトナシタレバ、今後尚数日間ハ操業ヲ継続スル筈ナリ」とあります。3日には生糸14俵を出荷、7日には生糸7個を出荷しています。

21) 後の、松本省三郎の亀太郎宛の「領収証」(昭和16年10月23日)からも確認されます。
 「一金参千円也 右ハ昭和拾六年四月拾弐日貴殿所有ノ製糸工場建物機械設備及び営業権
 (全国製糸業組合連合会ヨリ廃業ニ対シ交付ノ製糸業整備補償金ヲ含ム) 一切ヲ金拾壱万
 五千円也ヲ以テ京都府郡是製糸株式会社へ売却ノ契約成立致候処、都合ニヨリ同年六月末
 ノ同年六月末ノ契約履行期日迄ニ右物件ノ内、乾燥機及ビ其建物、生繭扱場ヲ除ク一切ノ建
 物、機械設備ヲ金参万円也ヲ以テ小生名義ニテ同社ヨリ買受ケテ、其儘貴殿ヘ譲渡ノ手続ニ
 ヨリ、同社之ヲ承認シ、更ニ右乾燥機及ビ其の建物、生繭扱場ヲモ金壱万五千円也ヲ以テ同
 様ノ手續ニヨリ貴殿ヘ復帰ヲ同社承認シタル上、夫々代金授受ハ貴殿ト同社トノ間ニ直接
 完了致シ、結局営業権ノミ金七万円ニテ売渡シノ結果ニ相也候、右斡旋ニ対シ報酬トシテ前
 記金額正に領収候也

昭和拾六年拾月弐拾参日 高知市小川町 松本省三郎

宇和島市 亀太郎殿」。

また、後、17年10月9日の亀太郎から愛媛県製糸業組合宛の資料に「弊工場の生糸製造割当権ハ京都府郡是製糸株式会社に譲渡シタルモノニ有之候、但シ實質的ニハ宇和島市ニアル同会社宇和島工場ノ製造割当額増加ニ資シタルモノニ有之候、此段及御報告候也」とあります。

そして、7月8日に全て操業終わりました。亀太郎は製糸業廃止にあたり、職工を集め、挨拶をし、退職金、特別手当を支給しています²²⁾。8日の日記に「午前業用ヲナス。工場繰糸、本日ヲ以テ愈終了ヲ告げ、十五年度産繭全部ヲ挽キ終ル。正午職工一同へ対シ、予ヨリ挨拶ヲナシ、夕方再繰部作業ノ片附ク迄ニ全員ニ退職手当金、特別手当金ヲ交附ス。午后二時登庁。四時退庁シ、製糸業組合へ寄リテ、六時帰宅。夜、製糸廃業ニ就テノ挨拶状ヲ発送ス」とあり、また、翌9日の日記に「午前業用ヲナシ、正午迄ニ工女一同へ給料全額ヲ支給ス。昨日ノ退職手当ト共ニ最高ノ工女ハ一人百四、五十円ヲ得、其他モ相当ノ支給ヲ受ケタル上、先日撮影ノ記念写真ヲ全員ニ頒チ、両三日前ニハ興行ノ総見物ヲナサシメ、昨今ハ赤飯、寿司ヲ饗スル等ノコトアリテ、孰レモ氣持善ク別ル、情態ナリ。先般工場廃止予告後モ、却テ愛着心強ク一人ノ退場者ナキノミナラズ。養蚕後、工場へ復帰スル者アリテ最終マデ充員シ、男工モ全員現在迄務メテ男女工百三十名ヲ維持シ得タルハ、感謝ニ堪ヘザル所ナリ。最終ノ生糸五個ハ、本日電照会ノ結果、京都蝶理商店へ千五百參拾円替ニ売約シ、午后出荷ヲ了レリ。…本日モ尚居残レル工女アリテ寄宿舎モ、平生ヨリ賑カナル位ナリキ」とあります。

廃業時、高畠製糸場は職員は8名、従業員は128名、計136名いましたが、退職金及び解雇手当額は、職員8名には1674円10銭（1人当たり209円26銭）、従業員（女工）128名には3267円70銭（1人当たり25円53銭）支給しています²²⁾。

そして、これらの職工達は皆、郡是製糸宇和島工場やその他の製糸場に再就職し、高畠製糸は円満に廃業したようです²³⁾。

7月20日に、明瀬に高畠製糸場の機械類を引き渡しました。また、同日、宇和島生糸共同組合の総会が開かれ、製糸業を廃業した亀太郎の組合からの退会が認められていますが、組合長は当分亀太郎が続けることを決めています。「午

22) 高畠文庫「転廃業者ノ資産、負債及退職解雇手当支給額調査」より。

23) 高畠文庫「資金借入申込書」（昭和17年3月20日）の「附属書」。

前、明瀬、池富ノ両君来場。売約ノ工場機械類ヲ立会検分シ、其一部、部分品ノミハ任意引渡シタリ。午后二時ヨリ城東館ニ於テ宇和島生糸共同組合ノ総会ヲ開キ、予ノ組合脱退、持分譲渡等ノ諸件ヲ協議決定シ、尚組合員外ヨリ役員ヲ選任スルコトヲ承認シテ、当分、予、組合長ヲ継続スルコト、ナリタル」。

8月29日、亀太郎は製糸業廃業による商工会議所の議員の辞任届けも提出しています。「製糸業者選出トシテノ商工会議所第二号議員ヲ辞スルコト、シ、本日菊池会頭宛辞職届ヲ提出シタリ」。

そして、亀太郎は、製糸廃業のケジメとして、10月22日に関係者を招待し、料亭老松で宴会を開いています。日記に「一昨日案内シタル製糸業者、繭問屋、蚕糸業仲買業者、関係吏員、乾繭組合幹部等約五十名ノ宴会接待ニ当ル。西山、木村、武田ノ諸君ニ斡旋セシメ、六時開会。予、製糸業廃業ニ就キ、従来ノ厚誼ヲ謝スル。微意ニヨリ招待シタル旨挨拶ヲナシ、程野製糸組合支部長、重見蚕業取締支所長ノ謝辞アリ。賓客一同十二分ニ歓ヲ尽シテ、九時頃散会帰宅シタリ」とあります。

さて、亀太郎が製糸業を廃業した直後、昭和16年の夏から秋にかけて、日米関係はますます悪化し、戦争に向かっていました。7月25日アメリカによる在米日本資産の凍結、7月28日日本軍による南部仏印侵略、8月1日アメリカによる対日石油輸出全面禁止、9月6日御前會議「帝国国策遂行要領」の決定(10月下旬を目途に対米英蘭戦争準備を完成)、10月16日近衛内閣の総辞職、10月18日東條内閣の成立、11月5日御前會議「帝国国策遂行要領」の決定(12月初旬武力発動を決意)、11月26日ハル・ノート、12月1日御前會議で対米英蘭開戦の決定、12月8日真珠湾攻撃、等々と進みました。

このように、国際情勢が緊迫化・対米英武力戦争へと進んでいる中、製糸業を廃業した亀太郎は、新しい家業として、貸家経営、山林経営、株式所有等に向かっています。

まず貸家経営では、9月11日には、本町一丁目の家屋敷(土地203坪)を、10月7日には横新町の屋敷を購入しています。10月23日には郡是に売り、荒

川が購入していた高畠製糸の旧繭置場を買い戻しています。「荒川君來訪。商談ノ結果、吾工場建物中ノ旧繭置場七十五坪ハ郡是製糸へ売渡シアルモ、今回荒川君讓受シタルニ就キ、更ニ同君ヨリ參千円ニテ買戻スコトニ取極ス」。12月1日には旧女工宿舎を改造して貸家（7戸）にしています。

山林経営では、10月6日には津大村の山林30町分を、また、12月15日には北宇和郡日吉村の山林100町歩を購入しています。また、株式購入を始め、12月19日には神栄生糸の株を購入するなどしています。

亀太郎は昭和16年を振り返って、次のように回顧しています。「此一年ヲ通ジテ、吾家庭ニハ異状ナシ。即、家族ハ予等夫妻ノ外、孫重章アリテ国民学校ノ三年生タリ。妻ノ姪、中尾淳子御荘ヨリ来リテ家事ヲ手伝フ。曩ニ別家シタル重雄方ハ松山ニアリテ、重雄倭文夫婦ト富子、英夫、春雄ノ三児アリ。多年、吾経営シタル製糸業ハ、七月郡是製糸へ譲リテ大過ナク廃業シ、亡父以来縁故深キ蚕糸業ト関係ヲ絶ツコトヽナレリ。公職ハ商工会議所議員ヲ辞シ、引続キ衆議院議員及ビ宇和島市長ノ現職ニアリテ、市政ハ大体順調ニ運行シ居レリ。身體ハ春ノ頭部湿疹モ癒ヘテ壯健ナリ。

国家ノ非常時局ハ対米英戦ノ新段階ニ入り、愈臣子ノ本分ヲ尽スペキノ秋ナルヲ思フ」。